

「中国のお茶文化に触れる」

お茶のルーツは中国にあると言われ、様々な茶葉や花などを使ったお茶を楽しむ文化があります。いろいろな中国茶を体験しながら、中国のお茶や伝統文

中央公民館自主学級生 追加募集

講座により時間帯は異なります。お気軽にお申し込みください。

- 対象 20歳以上の方
- 受講料 2 学級ごとに教材・材料

No	講座名	開講日	定員
1	書道 書友会	第2・4週 (土) 午前	5人
2	書道 書陵会	第1・3週 (土) 午前	5人
3	書道 書心会	第1・3週 (水) 午後	10人
4	書道 書励会	第1・3週 (木) 夜間	15人
5	硬筆 すみれ	第2・4週 (水) 午前	5人
6	硬筆 つぼみ	第1・3週 (金) 午前	5人
7	陶芸 陶和会	第2週 (月)(水)(木)(土) 午前午後	5人
8	七宝焼 七宝焼	第2・4週 (火) 午前	5人
9	ちぎり絵 コスモス	第2・4週 (火) 午後	5人
10	コーラス コールスマイル	第1・3週 (木) 午前	10人
11	コーラス コール・カトレア	毎週 (火) 午前	5人
12	謡曲 鳥追	第2週 (土) 午後	5人
13	大正琴 大正琴	第1・3週 (月) 午後	5人
14	英会話 楽しい英会話	第1・3週 (火) 午前	10人
15	方言 方言教室	第2・4週 (金) 午前	5人
16	エッセイ エッセイ	第1・3週 (土) 午後	5人
17	トールペイント トールペイント	第1・3週 (火) 午後	15人
18	茶道 あじさい	第2・4週 (火) 午前	5人
19	洋裁 マダムドレメ	第1・3週 (金) 午前	5人
20	洋裁 ドレスメイク	第2・4週 (水) 午前	5人
21	洋裁 ニューススタイル	第1・3週 (月) 午前	5人
22	洋裁 ミセスドレメ	第2・4週 (火) 午前	5人
23	手編み 手編み	第2・4週 (土) 午後	5人
24	囲碁 楽碁会	第1・3週 (土) 午後	10人
25	料理 楽しい家庭料理と郷土料理	第3週 (金) 午前	5人
26	料理 たんぽぽ	第2・4週 (木) 午前	7人
27	料理 ホイップ	第2週 (水) 午前	10人
28	健康体操 練功十八法	第1・3週 (木) 夜間	10人
29	ハーブ ハーブ教室	第1・3週 (水) 午前	5人
30	着物着付け 前結び着付け	第2・4週 (金) 午前	5人
31	着物着付け 装道の着装と礼法	第1・3週 (月) 午前	10人

化について学んでみませんか。

- とき 10月30日(土) 13時30分～15時30分
- ところ 国際交流センター
- 講師 国際交流員 石梅
- 定員 25人(応募者多数の場合抽選)

●参加料 300円

- 申込締切 10月29日(金)
- 申込方法 電話でお申し込みください。
- 申込問合先 国際交流センター 0996(22)7741 (総務課)

- 費などの実費と運営費が必要です。
- 申込締切 11月5日(金) ※当日消印有効
- 申込方法 1 講座につき、1枚の往復はがきでお申し込みください。
- (返信用表 自分の住所・氏名を記入してください。

(往信用裏 講座番号・講座名・住所・氏名・年齢・電話番号を記入してください。

●応募・問合先 076 大小路町14-5 中央公民館 0996(22)7251 (生涯学習課)

「春夏秋冬」手軽に楽しむ 「草木染め教室」

身近にある自然のものを使い、楽しみながら草木染めに挑戦します。

世界に一つしかない自分だけの染め物を作ってみませんか？

- とき 11月5日(金) 13時30分～16時
- ところ 少年自然の家
- 定員 30人(定員になり次第締切)
- 参加費 300円
- 申込締切 11月2日(火)
- 申込方法 電話でお申し込みください。
- 問合先 少年自然の家 0996(29)2114

男女共同参画情報誌の 編集委員

育児、介護、教育など、皆さんが求めている情報の発信をする、男女共同参画に関する情報誌の編集委員を募集します。

男女共同参画を推進するために、あなたのアイデアを生かしてみませんか。

- 定員 若干名(資格・性別は問いません)
- 申込締切 11月5日(金)
- 申込方法 電話またはファクスでお申し込みください。

- 申込問合先 本庁企画政策課 男女共同参画係(内線4841)

その他

防災証明書発行について

台風、大雨、雷などの自然災害により家屋・家財に被害を受け、市発行の防災証明書が必要な場合、その他の証明として手数料200円をいただくことになりました。よろしくご協力ください。

- 問合先 本庁福祉課福祉係(内線2121)・支所市民福祉課福祉係

土地開発前に土地利用協議を

良好な地域環境を確保するため、10月12日以降に着手する一定規模以上の開発行為は、事前に土地利用協議書を市役所または対象地のある支所に提出していただくことになりました。詳しい内容については左記までお問い合わせください。

【対象開発面積】

- ① 300㎡以上の土砂採取
 - ② 1,000㎡以上の土地開発など
- 問合先 本庁都市計画課都市計画係(内線3421)・各支所建設課建設係、建設水道課建設係